

裏面も記入してください。

5 一時預かり事業等の施設等利用費の償還払請求額の内訳

(1) 償還払を受けることができる施設等利用費の月額上限の積算

不明な場合、空欄で結構です。

	年 月分		年 月分	年 月分
① 施設等利用費の給付月額上限額 (月の途中で区外からの転入または区外へ転出した方は、給付月額上限額が異なりますので、練馬区へお問い合わせください。)	①	□ 2 号認定	37,000 円	□ 2 号認定 37,000 円
		□ 3 号認定	42,000 円	□ 3 号認定 42,000 円
		□月の途中で 転入・転出	円	□月の途中で 転入・転出 円
② 認可外保育施設等から受けた施設等利用費（無償化分）の金額	②		円	円
③ 償還払を受けることができる施設等利用費の月額上限額 ※	③＝①－②		円	円

※ 「②認可外保育施設等から受けた施設等利用費（無償化分）の金額」が「①施設等利用費の給付月額上限額」を上回った場合は、施設等利用費の給付は受けられません。

(2) 利用した特定子ども・子育て支援利用料（保育料）の内訳と月

※施設から発行された領収証兼提供証明書のうち、「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額(利用料・保育料の金額)」に記載された金額をご記入ください。

※利用した施設が、1 施設のみの場合アのみの記入で結構です。

利用施設・事業者名		年 月分	
ア		ア	円
イ		イ	円
ウ		ウ	円
エ		エ	円
オ		オ	円
カ		カ	円
キ		キ	円
④ 特定子ども・子育て支援利用料（保育料）の月額総額	④＝ア～キまでの合計額		円

※ 上の表で記入した利用料を施設・事業者を支払ったことを証明する書類（施設・事業者が発行した領収証兼提供証明書等）を全て添付してください。

※ 内訳が書ききれない場合は、利用施設・事業者名と月別の支払った利用料がわかる任意の様式を、別紙に記入して添付してください。

(3) 請求額

請求額は、「③償還払を受けることができる施設等利用費の月額上限額」と「④特定子ども・子育て支援利用料の月額総額」とを比較し、少ない方の額を記入してください。

不明な場合、空欄で結構です。

月別請求額	年 月分	年 月分	年 月分
	③と④を比べて少ない額 円	円	円
3 か月の合計請求額	上記 3 か月の合計額 円		

※ 施設等利用費の給付を受ける権利は、2 年を経過すると時効により消滅します。